

# 防衛省業務継続計画

(首都直下地震への対応)

平成20年6月  
防衛省

|                             | 〈頁〉    |
|-----------------------------|--------|
| 第1章 本計画の目的と構成               | ・・・ 1  |
| 1 本計画の目的                    | ・・・ 1  |
| (1) 背景                      | ・・・ 1  |
| (2) 本計画の位置付け                | ・・・ 1  |
| (3) 本計画の適用範囲                | ・・・ 1  |
| 2 本計画の構成                    | ・・・ 2  |
| 第2章 想定災害と業務継続への影響           | ・・・ 3  |
| 1 被害想定                      | ・・・ 3  |
| 2 首都直下地震による市ヶ谷地区庁舎への影響      | ・・・ 4  |
| 3 防衛省来訪者の帰宅困難者数             | ・・・ 4  |
| 第3章 防衛省の非常時優先業務             | ・・・ 5  |
| 1 非常時優先業務の抽出                | ・・・ 5  |
| 2 応急対策業務                    | ・・・ 5  |
| (1) 自衛隊の災害派遣業務              | ・・・ 5  |
| (2) その他の応急対策業務              | ・・・ 6  |
| 3 一般継続重要業務                  | ・・・ 6  |
| (1) 我が国の防衛及び警備業務            | ・・・ 6  |
| (2) その他の一般継続重要業務            | ・・・ 6  |
| 4 細部計画の作成                   | ・・・ 7  |
| 第4章 業務継続のための執行体制            | ・・・ 8  |
| 1 職員の参集                     | ・・・ 8  |
| (1) 参集要員の指定                 | ・・・ 8  |
| (2) 勤務時間外に地震が発生した場合の行動      | ・・・ 9  |
| (3) 勤務時間内に地震が発生した場合の行動      | ・・・ 9  |
| 2 権限委任                      | ・・・ 9  |
| 3 職員の安否確認                   | ・・・ 10 |
| 第5章 業務継続のための執務環境の確保         | ・・・ 11 |
| I 地震発生後の執務環境の確保             | ・・・ 11 |
| 1 庁舎                        | ・・・ 11 |
| (1) 被災状況点検及び補修              | ・・・ 11 |
| (2) 昇降機、執務室等に閉じこめられた職員等の救出策 | ・・・ 11 |
| (3) 執務室の被災状況確認              | ・・・ 11 |
| 2 ライフライン                    | ・・・ 11 |
| (1) 電気                      | ・・・ 11 |
| (2) ガス                      | ・・・ 12 |

|                                |          |
|--------------------------------|----------|
| (3) 上水道                        | ・ ・ ・ 12 |
| (4) 下水道                        | ・ ・ ・ 12 |
| 3 通信機器等                        | ・ ・ ・ 12 |
| (1) 情報通信機器等                    | ・ ・ ・ 12 |
| (2) 電話設備等                      | ・ ・ ・ 12 |
| 4 警備対策（近隣住民が一時立入する場合の対応策）      | ・ ・ ・ 12 |
| 5 火災対応                         | ・ ・ ・ 12 |
| 6 防衛省来訪者の帰宅困難者対応               | ・ ・ ・ 13 |
| 7 負傷者対応                        | ・ ・ ・ 13 |
| II 平素からの執務環境の確保                | ・ ・ ・ 13 |
| 1 庁舎・ライフラインの復旧資材等の確保           | ・ ・ ・ 13 |
| 2 備蓄                           | ・ ・ ・ 13 |
| (1) 糧食                         | ・ ・ ・ 13 |
| (2) 飲料水                        | ・ ・ ・ 13 |
| (3) 簡易トイレ                      | ・ ・ ・ 14 |
| (4) 毛布                         | ・ ・ ・ 14 |
| 3 什器転倒防止対策                     | ・ ・ ・ 14 |
| 4 情報通信対策                       | ・ ・ ・ 14 |
| (1) 保守業者との緊急連絡体制の確保            | ・ ・ ・ 14 |
| (2) サーバ（本体）の移動、転倒防止            | ・ ・ ・ 14 |
| (3) パソコン、プリンタの落下防止及びＯＡラックの移動防止 | ・ ・ ・ 14 |
| (4) ネットワーク配線、機器等の確保            | ・ ・ ・ 15 |
| (5) 個人用端末に保存されている重要データのバックアップ等 | ・ ・ ・ 15 |
| 5 広報                           | ・ ・ ・ 15 |
| 6 負傷者対応                        | ・ ・ ・ 15 |
| (1) 救護所等の選定                    | ・ ・ ・ 15 |
| (2) 医療機材・医薬品の確保                | ・ ・ ・ 16 |
| (3) 救護所勤務要員の確保及び救護態勢の確立        | ・ ・ ・ 16 |
| (4) 搬送態勢の確立                    | ・ ・ ・ 16 |
| 7 防衛省共済組合施設等の活用                | ・ ・ ・ 16 |
| 第6章 教育訓練及び本計画の見直し等             | ・ ・ ・ 17 |
| 1 教育訓練及び本計画の見直し                | ・ ・ ・ 17 |
| 2 職員の業務継続のための備え                | ・ ・ ・ 17 |

## 第1章 本計画の目的と構成

### 1. 本計画の目的

#### (1) 背景

首都地域では、大正12年に発生した関東大震災と同規模のマグニチュード(M)8クラスの地震が200年から300年間隔で発生しており、次のM8クラスの地震の発生は、今後100年から200年先と考えられているが、その間にM7クラスの地震(以下「首都直下地震」という。)が数回発生すると予想されている。首都直下地震が発生した場合、膨大な人的・物的被害が発生するとともに、我が国の首都中枢機能に障害を与え、我が国全体の国民生活及び経済活動に甚大な影響を及ぼすおそれがある。

このため、政府は、「首都直下地震対策大綱」(平成17年9月中央防災会議決定)、「首都直下地震応急対策活動要領」(平成18年4月中央防災会議決定)等を策定し、首都直下地震対策を強力に推進するとともに、当該対策の一環として、中央省庁を含む首都中枢機関は、地震発生時の機能継続性を確保するための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定することとされた。

平成19年6月には「中央省庁業務継続ガイドライン」が内閣府から報告され、中央省庁が業務継続計画を策定するに当たっては、地震の発生によって生じる災害応急対策業務等の緊急的な対策業務(以下「応急対策業務」という。)と、国民生活や経済活動等に関わる重要な通常業務であって業務継続の優先度が高い業務(以下「一般継続重要業務」という。)との両者を合わせた業務(以下「非常時優先業務」という。)を網羅した計画を定めることとされた。

#### (2) 本計画の位置付け

防衛省では、首都直下地震発生時等において組織が一丸となって迅速かつ適切に応急対策業務を実施するために、「防衛省防災業務計画」を策定するとともに、「自衛隊首都直下地震対処計画」を作成し、対応体制を整備している。

本計画は、首都直下地震が発生した場合における業務継続の観点から、応急対策業務に加え、それ以外の防衛省の一般継続重要業務の継続性を確保するために必要な取組を定めることを目的として策定されたものであり、本計画は、「防衛省防災業務計画」を補完し、同計画とともに「首都直下地震対策大綱」で定められる震災対策を政府の一員として実現するための計画と位置付けられる。

#### (3) 本計画の適用範囲

本計画の対象機関は、市ヶ谷地区に所在する防衛省内部部局(以下「内部部局」という。)、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部及び航空幕僚監部(以下「各幕僚監部」という。)、情報本部、技術研究本部、装備施設本部、防衛監察本部及び市ヶ谷地区所在部隊(以下「各機関」という。)とする。平成20年度中に、首都圏に所在する防衛省の施設等機関及び地方支分部局においても計画を策定するものとする。

## 2. 本計画の構成

本計画は、6章から構成される。第1章は、本計画の目的及び構成を、第2章は本計画を策定するに当たって想定する災害及びその災害による業務継続への影響を、第3章は防衛省の非常時優先業務を、第4章は業務継続のための執行体制（職員の参集要領等）を、第5章は業務継続のための執務環境の確保を、第6章は教育訓練及び本計画の見直し等を記述する。

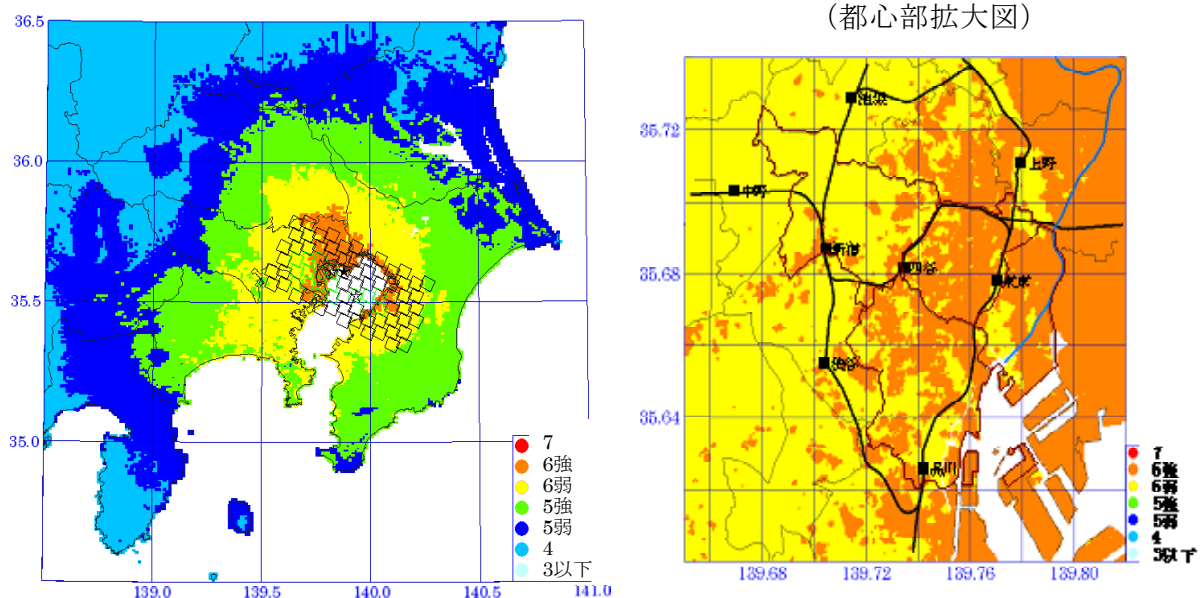
なお、本計画で定めるほか、非常時の業務継続力向上のために講じる細部計画について、各機関において定めておくものとする。

## 第2章 想定災害と業務継続への影響

想定災害は、東京湾北部を震源とするM7.3（市ヶ谷庁舎では震度6強）の地震が冬の18時に風速15 m/sの強風で発生した場合（被害が最も大きいケース）とし、詳細の前提条件を次のように設定する（中央防災会議「首都直下地震対策専門調査会報告」（平成17年7月26日）の被害想定）。

### 1. 被害想定

- 死者約1.1万人。負傷者約21万人（うち重傷者約3.7万人）
- 帰宅困難者約650万人（都内で約390万人）  
※都心部への滞留者が特に多いと考えられる平日12時地震発生の場合
- 避難者：1日後約700万人（うち避難所生活者約460万人）  
1月後約410万人（うち避難所生活者約270万人）
- 建物全壊約85万棟（うち火災消失約65万棟）
- ライフライン施設被害による供給支障（地震発生1日後）  
電力 停電軒数：約160万軒（12.9%）  
上水道 断水人口：約1,100万人（33.3%）  
ガス 供給停止軒数：約120万軒（19.0%）  
通信 不通回線数：約110万回線（9.3%）  
（各括弧内の数字は東京都内における支障率を示す。）
- 公共交通機関（鉄道）  
震度5強以上の区域は地震発生後3日間途絶。3日目以降は徐々に回復。30日で全路線が運行できる程度まで回復



震度分布（東京湾北部地震(M7.3)）

出典：「首都直下地震対策専門調査会報告」平成17年7月中央防災会議報告

## 2. 首都直下地震による市ヶ谷地区庁舎への影響

地震による防衛省市ヶ谷地区各庁舎への影響は以下のとおり。

| ライフライン等          | 想定される影響・被害                                                                                            |
|------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市ヶ谷庁舎            | 耐震性が確保されており、設備等を含め大きな被害はない。                                                                           |
| 電気               | 停電した場合、約1～2日で復旧。復旧までは非常用発電機の使用により通常使用が可能であるが、空調は使用できない。                                               |
| ガス               | 供給が途絶した場合、事業者による供給が復旧するまで使用不可                                                                         |
| 上水道（飲料水、トイレ洗浄水等） | 上水の供給が途絶した場合、3日以内に復旧                                                                                  |
| 下水道（トイレ、給湯室等）    | 下水道本管が損傷した場合は、3日間使用不可                                                                                 |
| 情報システム           | 転倒等によりパソコン、プリンタ、サーバの約5%が損傷する可能性あり。省OAシステムは、データ破壊があった場合は36時間を目途に復旧。ただし、サーバ（本体）が壊れた場合は、長期間使用不可となる可能性あり。 |
| インターネット          | インターネット閲覧については、通信回線断線等外部要因に影響され、発災後6日間程度使用不能になる可能性あり。                                                 |
| 電話               | 一般電話は、ふくそうにより7～10日間かかりにくくなる。統合電話、災害時優先電話は使用可能。また、携帯電子メールは使用可能                                         |
| 什器（オフィス家具）       | 転倒防止策を講じていない場合の平均転倒率は約65%                                                                             |

※ 内閣府、国土交通省、東京消防庁等の資料、事業者へのヒアリングを参考にして想定した。

## 3. 防衛省来訪者の帰宅困難者数

平日においては、1日平均約3,000人が防衛省を訪問しており、平日勤務時間中地震発生時には、約400人程度の防衛省来訪者が帰宅困難者となると想定される。

### **第3章 防衛省の非常時優先業務**

#### **1. 非常時優先業務の抽出**

首都直下地震が発生した場合、防衛省の業務のうち特に継続実施が不可欠とされる業務を「非常時優先業務」として、限られた人的・物的資源をこれらの業務に集中的に投入する必要がある。

このため、防衛省が行うべき個々の業務について、地震発生により業務が停止した場合の影響を分析し、地震発生後2週間以内に、その業務が適切に行えないことによる国民生活等への影響が大きいものを、非常時優先業務として抽出した。

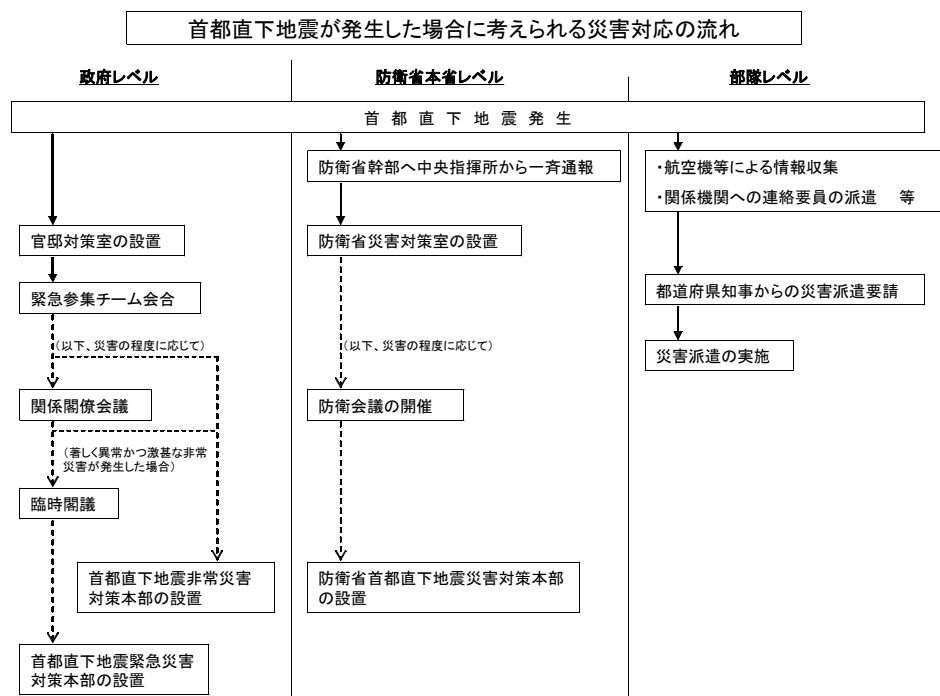
#### **2. 応急対策業務**

##### **(1) 自衛隊の災害派遣業務**

防衛省防災業務計画等に基づき、災害派遣を実施する。同計画等には、災害の発生に際しては、必要に応じて運用企画局に災害対策室（室長：運用企画局長）又は災害対策連絡室（室長：運用企画局事態対処課長）を設置し、災害が大規模な場合その他特に必要があるときには、防衛省に災害対策本部（本部長：防衛大臣）を設置することとされており、首都直下地震が発生した場合には、必要に応じて、首都直下地震災害対策本部を設置することになる。これらの災害派遣状況については、速やかに報道機関へ記者会見等を通じ、適切に情報提供を行う。

また、内閣府に首都直下地震非常災害対策本部又は首都直下地震緊急災害対策本部が設置された場合には、原則として、内部部局及び統合幕僚監部、必要に応じ、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部又は情報本部から連絡員（本部事務局要員を含む。）を派遣し、当該本部に現地対策本部が設置された場合には、原則として、大規模震災災害派遣実施部隊又はその他指定部隊等（必要に応じ内部部局、各幕僚監部、情報本部又は地方防衛局）から同本部に連絡員（本部要員を含む。）を派遣し、情報収集や連絡調整を実施する。





## (2) その他の応急対策業務

防衛省防災業務計画等に基づく災害派遣のみならず、地震発生による新規緊急業務も応急対策業務として非常時の優先業務とし、災害派遣等実施のために必要な業務（災害派遣部隊の電波使用に係る調整業務、必要物資の緊急調達業務、在日米軍施設・区域への災害対応のための立入等に係る連絡調整業務等）及び本省庁舎等の被災に係る応急対策業務（市ヶ谷庁舎の被災状況、情報通信システム点検業務等）を非常時優先業務とする。

## 3. 一般継続重要業務

防衛省は、我が国の防衛及び警備を任務としており、首都直下地震に係る応急対策業務を行っている最中であっても、それ以外の一般継続重要業務を継続する必要がある。防衛省における一般継続重要業務は以下のとおり。

### (1) 我が国の防衛及び警備業務

災害派遣に人員等を割く場合でも、我が国の防衛及び警備のため我が国周辺の情報収集・分析業務等を実施するとともに、何らかの事案が生じた場合に直に対応できるよう、必要な態勢を維持する。

### (2) その他の一般継続重要業務

海外派遣部隊との連絡調整業務、自衛隊、在日米軍の事件事故対応業務、防衛省設置飛行場等における航空交通管制に関する調整業務等がある。地震発生時期によっては、関係者の安全確保等のため、採用試験業務、会議業務、式典業務、広報行事業務等が非常時優先業務になる。

防衛省の代表的な非常時優先業務の例は次項の表のとおり。

#### 4. 細部計画の作成

地震発生後の相当の混乱が予想される中で的確に非常時優先業務を遂行できるようにするためには、各機関において、あらかじめ組織及び個人別に、非常時に何を行うべきか時系列で整理しておき、これを関係者が共有することが効果的である。

このため、各機関各課室は、非常時における対応要領を規定した細部計画を作成し、課室内で共有するものとする。

なお、各幕僚監部においては、大震災時等の非常時における勤務態勢に関する既定の計画をもって細部計画に相当するものとみなす。

防衛省の代表的な非常時優先業務

| 対応目標時間         | 業務のカテゴリー | 代表的な防衛省の業務の例                                                                                      |
|----------------|----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 地震発生後直ちに～3時間以内 | 応急対策業務   | ○自衛隊災害派遣業務（災害対策本部等設置、情報収集、自衛隊部隊派遣、救難活動等）<br>○報道対応業務<br>○在日米軍施設・区域への災害対応のための立入等に係る連絡調整業務           |
|                | 一般継続重要業務 | ○情報収集・分析業務<br>○警戒監視に関する業務<br>○自衛隊、在日米軍事故対応業務<br>○防衛省設置飛行場等における航空交通管制に関する調整業務                      |
| 1 2 時間以内       | 応急対策業務   | ○災害派遣部隊の電波使用に係る調整業務                                                                               |
| 3 日以内          | 応急対策業務   | ○必要物資の緊急調達業務                                                                                      |
|                | 一般継続重要業務 | ○海外派遣部隊との調整業務                                                                                     |
| 7 日以内          | 応急対策業務   | ○緊急時の自衛官の補職業務                                                                                     |
| 2 週間以内         | 応急対策業務   | ○物品管理業務<br>○国有財産等管理業務                                                                             |
|                | 一般継続重要業務 | ○自衛官の各種資格証明業務<br>○自衛隊使用自動車の保安検査業務<br>○在日米軍施設・区域の提供、共同使用、返還等に係る合同委員会業務<br>○震災対策以外の在日米軍、地元自治体との調整業務 |

本省庁舎等の被災に係る主な応急対策業務

| 対応目標時間         | 非常時優先業務 |                                                          |
|----------------|---------|----------------------------------------------------------|
| 地震発生後直ちに～3時間以内 | 市ヶ谷庁舎   | ○市ヶ谷庁舎被災状況点検業務<br>○市ヶ谷庁舎ライフライン点検業務<br>○市ヶ谷庁舎情報通信システム点検業務 |
|                | 市ヶ谷庁舎以外 | ○防衛省・自衛隊が保有する危険物質の管理状況確認業務<br>○自衛隊、在日米軍施設等の被害状況確認業務      |
| 1 2 時間以内       | 市ヶ谷庁舎   | ○市ヶ谷庁舎勤務職員救護体制確立業務<br>○市ヶ谷庁舎緊急修繕業務                       |
| 1 日以内          | 市ヶ谷庁舎   | ○市ヶ谷庁舎防疫業務                                               |
|                | 市ヶ谷庁舎以外 | ○市ヶ谷庁舎以外の防衛省情報通信システム点検業務                                 |

## 第4章 業務継続のための執行体制

### 1. 職員の参集

#### (1) 参集要員の指定

各機関の各課室の長は、本計画で抽出した防衛省非常時優先業務を遂行するために必要な職員（以下「参集要員」という。）をあらかじめ指定する。震災後は3日程度、交通機関が機能停止すると想定されること、市ヶ谷庁舎から20km以遠の居住者の参集は困難であると想定されることから、参集要員は、市ヶ谷庁舎から20km以内に居住する職員から、負傷等の理由により参集要員の4割が実際には参集できない可能性があることを前提にして必要な要員を指定する（職員参集の考え方は下記のとおり）。

ただし、市ヶ谷庁舎から20km以遠に居住する職員であっても非常時優先業務実施のために特に必要な職員は参集要員に指定する。また、非常時優先業務が多く、参集要員数が不足する課室がある場合には、当該課室以外の職員から参集要員をあらかじめ指定する。非常時優先業務がない課室においては、連絡要員として、各課室3名以上を参集要員として確保する。

内部部局においては、地震発生後直ちに対応する必要がある非常時優先業務を多く有する運用企画局職員及び経理装備局会計課庁舎管理室職員は全員参集とし、その他の部局においても、全員参集を基本としつつ、職員の通勤距離を考慮して、各部局であらかじめ参集要員を指定する。

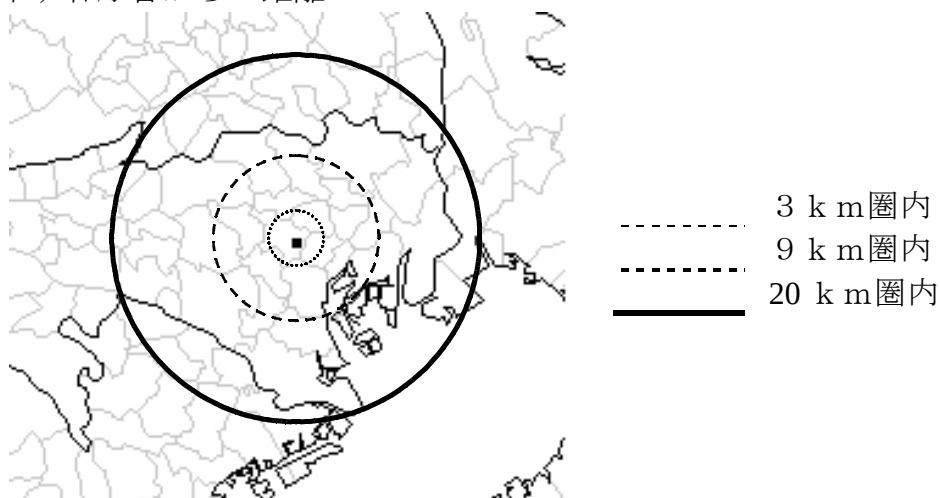
各幕僚監部においては、既定の計画により全員参集とする。

人事異動等があった場合には速やかに参集要員の見直しを行う。

（参考：職員参集の考え方） （「国土交通省業務継続計画」における考え方を参考に作成）

- 地震の発生1時間後：3km圏内の職員のうち約6割が参集可能。
  - 地震の発生3時間後：9km圏内の職員のうち約6割が参集可能。
  - 地震の発生12時間後～3日後：20km圏内の職員のうち約6割が参集可能。
  - 地震の発生3日以降：公共交通手段は徐々に回復し、20kmを越える職員も徐々に参集可能。
- ※ 徒歩による参集を想定

市ヶ谷庁舎からの距離



## （２）勤務時間外に地震が発生した場合の行動

### ① 参集要員の行動

参集要員は、「東京２３区内震度６強」以上の情報を把握次第、家族を含めた安否情報を各課室の安否確認担当者に報告するとともに、指示を待つことなく本省に徒歩、自転車等により参集する。報告できなかった場合も、まず参集し、参集の途中で随時、報告を試みる。参集途上は、余震や夜間での停電、路上における障害等が予想されることから、参集時には負傷しないための措置をしつつ、照明用具、本人用の飲食物、着替えを携行し、参集する。冬期の場合には防寒対策に留意する。参集後は直ちに非常時優先業務に従事する。

参集要員は、職員又は家族が負傷した場合など参集できない場合には、上司の指示を仰ぐ。

### ② 非参集要員の行動

非参集要員は、家族を含めた安否情報を各課室の安否確認担当者に報告した上で、連絡が取れる態勢をとって自宅等で待機し、上司からの指示を待つ。待機の間、自宅周辺での救出・救助活動、避難者支援に携わるなど、地域貢献、地元自治体への協力に積極的に取り組む。

交通機関が復旧を開始する地震発生後３日目を目途に、速やかに参集を開始し（照明用具、本人用の飲食物、着替え持参）、登庁後は上司の指示を受けつつ、執務室の復旧、非常時優先業務従事者の補佐等に直ちに従事する。

## （３）勤務時間内に地震が発生した場合の行動

勤務時間内に地震が発生した場合は、むやみに移動せず公共交通機関の情報が明らかになるまで庁舎内で待機し、状況把握に努める。

### ① 参集要員の行動

家族の安否を確認しつつ、非常時優先業務を遂行する。

### ② 非参集要員の行動

帰宅困難者の大量発生により帰宅経路上での混乱が想定されることから、帰宅経路上の混乱が落ち着くか、公共交通機関についての情報が明らかになるまでの間は、むやみに移動せずに庁舎内で待機する（最低でも１～２日の待機はあり得る。）。庁舎内待機中は、安否が確認されていない参集要員の家族の確認や庁内の復旧業務、連絡調整業務、非常時優先業務支援、庁舎内被災者支援に従事する。

## ２．権限委任

震災後には、幹部が事故等により不在になる場合が考えられるが、幹部不在の場合でも非常時優先業務が迅速かつ適切に遂行されるよう、各機関は、職務代行者をあらかじめ定めておくものとする。

ただし、幹部が本省へ参集できない状況であっても、連絡が取れ指示を仰ぐことができる場合は除く。

### 3. 職員の安否確認

職員及びその家族の安全確保は、業務継続の第一歩である。各機関は、地震発生時に職員及びその家族の安否確認を迅速に行う態勢を確保し、職員に周知徹底する。

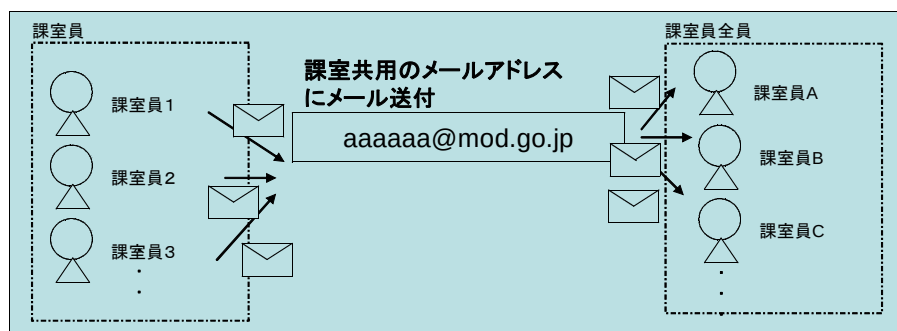
地震が発生した場合、職員は職員自身及びその家族の安否情報を各課室所定のメールアドレス及び各課室安否確認担当者携帯電話のメールアドレス（複数名を各課室で事前指定しておく。）に速やかに携帯メール等により報告を行い、状況により、災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板サービス等の連絡方法により連絡を行う。各課室安否確認担当者は、直ちに参集し、「職員安否確認票」（別紙第1-1）を用いて各課室の安否確認情報の集計を行う。各機関の各部局の庶務担当課は、「職員安否確認集計表」（別紙第1-2）を用いて各部局内課室の安否情報を取りまとめて各機関の人事担当課に報告する。大臣官房秘書課は事務官等の安否情報について、人事教育局人事計画・補任課は自衛官の安否情報について取りまとめを行う。

勤務期間中に地震が発生した場合には、家族の安否確認を早期に行えるよう、普段から家族内で携帯メールや災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板サービス等の連絡方法を確認しておくよう周知徹底する。

また、各機関は、平成20年度中に安否確認迅速化のための方策について検討を行う。

#### （参考1）安否確認確認方法（一例）

- 個々の職員は、携帯メール等から課室共用のメールアドレスに安否状況をメール送信する。
- 課室共用のメールアドレスに届いたメールは課室員全員に自動配信される。
- 安否確認担当者は登庁後、各課室のパソコンを起動し、課室員の安否情報を確認する。



#### （参考2）安否確認メール記述要領

件名：職員氏名

本文：①職員安否（無事：○、負傷等：×）、②同居家族安否（無事：○、負傷等：×＋人数、未確認：△）、③参集可否（参集可能：○、参集不能：×）、④その他連絡事項

例：本人無事、家族1名負傷、参集可能の場合「○×1○」

#### （参考3）安否確認のフロー（別に連絡フローを定めている機関は、既定の計画による。）

##### （1）事務官等

各職員→各所属課室→各部局庶務担当課→各機関人事担当課→内部部局（秘書課）

##### （2）自衛官

各職員→各所属課室→各部局庶務担当課→各機関人事担当課→内部部局（人事計画・補任課）

## **第5章 業務継続のための執務環境の確保**

### **I 地震発生後の執務環境の確保**

#### **1. 庁舎**

##### **(1) 被災状況点検及び補修**

各庁舎は、想定する震度6強の地震では設備等を含め大きな被害はなく、庁舎としての機能を確保すると考えられる。

地震発生後は、経理装備局会計課庁舎管理室の職員及び維持管理受託者は二次災害の防止及び施設使用の可否を判断するため、道路や法面等の外構部、各庁舎の一斉点検を実施し、被害状況を早期に把握するとともに必要な処置を講じる。執務室等の窓ガラスが破損した場合は、ガラスの飛散や風雨等により執務環境が著しく阻害されるため、経理装備局会計課庁舎管理室は、シートや合板等で応急復旧を行う。

(注) 統合幕僚監部、自衛隊指揮通信システム隊及び陸上自衛隊中央業務支援隊は、各管理施設において同様の施設点検及び応急復旧を行う。

##### **(2) 昇降機、執務室等に閉じ込められた職員等の救出策**

職員等が昇降機内に閉じ込められた場合には、昇降機の維持管理受託者が専門技術者を努めて早期に派遣し、必要な処置を講じる。

専門技術者の到着遅延が予想される場合は、救出実施講習を受講した経理装備局会計課庁舎管理室職員(休日は防災センターの維持管理受託者)が救出を行う。

また、職員等が損壊建物内や執務室等に閉じ込められた場合には、各職員が救出用器材等を使用し、救出を行う。救出器材は、各庁舎の防災センターに常備しておく。

##### **(3) 執務室の被災状況確認**

各課室員は、「地震発生時チェックシート」(別紙第2)に基づき、各執務室の被害状況の確認と使用の可否を判断し、各執務室への立入りの可否が分かるような表示を行う。施設等の応急復旧実施の資とするため、各機関の各部局の庶務担当課は、各部局内各課室の「地震発生時チェックシート」をとりまとめの上、速やかに経理装備局会計課庁舎管理室並びに各機関の情報通信担当課及び物品管理担当課に提出する。

#### **2. ライフライン**

##### **(1) 電気**

地震発生により商用電源が途絶した場合、非常用発電機が自動起動し、庁舎の防災上必要な負荷(消防設備等)、非常時優先業務を実施する上で必要な負荷(照明、コンセント、OA機器等)のほか、警衛所、中央監視室、各防災センター、各種ポンプ類、非常用浄水装置等に電源が供給され、通常どおりの使用が可能となる。また、空調は使用できないため、冬期においては防寒対策が必要となる。

地震発生後、経理装備局会計課庁舎管理室職員及び維持管理受託者は各庁舎内等の配電盤やケーブル類等電気関連施設の一斉点検を実施し、異常が見つかった場合には速やかに関係部署に省内放送等で周知するとともに電源供給停止等の処置を行い、二次災害の防止を図る。

## (2) ガス

地震発生後は、ボイラ等へのガス供給を停止するが、ガス供給会社の専門技術者が施設点検を行い、異常がなければ供給を再開する。

## (3) 上水道

地震発生後は、各庁舎への上水の供給を一時的に停止するが、経理装備局会計課庁舎管理室職員及び維持管理受託者が施設点検を実施し、異常がなければ、供給を再開する。

上水道本管からの供給が途絶した場合、各受水槽等に貯留されている上水及び地下水を非常用浄水装置で浄化し、受水槽に補給し使用する。

## (4) 下水道

地震発生後は、経理装備局会計課庁舎管理室職員及び維持管理受託者は、東京都に公共下水道への放流が可能か否か、また、市ヶ谷庁舎内の各系統排水管の健全性を確認したのち、トイレや給水設備を使用する。

庁舎内の排水管等に損傷が生じた場合、一部トイレが使用不能となるが、復旧までの間は異常がない他の棟のトイレを使用する。経理装備局会計課庁舎管理室は、トイレ使用の可否が分かるような表示を行う。

(注) 統合幕僚監部、自衛隊指揮通信システム隊及び陸上自衛隊中央業務支援隊は、各管理施設において同様のライフラインの点検及び応急復旧を行う。

## 3. 通信機器等

### (1) 情報通信機器等

地震発生後は、各機関の情報通信担当課職員は速やかに各機関の情報通信機器の被害状況を確認し、被害が発生した場合は、早期復旧に努める。

書類の散乱や什器類の移動、転倒により執務室内のHUB、LANケーブルの状況が確認できない場合、非常時優先業務に必要な必要最小限のパソコンがネットワークに接続できるよう仮復旧する。

### (2) 電話設備等

地震発生後は、自衛隊指揮通信システム隊（統合電話）及び陸上自衛隊通信団（自動即時電話）は速やかに所掌する有線電話通信設備等（構内交換設備（リモートユニットを含む。）、光ケーブル、構内LAN設備、構内ケーブル設備及び構内放送設備）の被害状況を確認し、被害が発生した場合は、早期復旧に努める。

## 4. 警備対策（近隣住民が一時立入する場合の対応策）

警備担当者は、市ヶ谷地区内を経由して東京都指定広域避難場所及び避難所へ移動する一時立入者の混乱を防止するため、立入制限区域と通行可能地域について案内標識及びロープ等で明確に指定を行うとともに、積極的な誘導を行う。

## 5. 火災対応

火災を発見した職員は、直ちに防災センターに場所、状況等を通報するとともに、周辺に火災発生を知らせる（自動火災警報装置が周辺にある場合は、発信機ボタン

を押し通報する。)。応急対策本部消火班が編制されて消火活動を行うが、それまでの間は火災現場付近にいる職員が中心となって消火器、屋内消火栓を使用して初期消火を行う。

## **6. 防衛省来訪者の帰宅困難者対応**

平日勤務時間中に地震が発生した場合、防衛省に来訪中の帰宅困難者が約400名発生することが想定される。周辺状況が明らかでなく、危険が伴う可能性がある状況で帰宅困難者を退去させることは適切でないため、各課室員は、滞在を望まない者を除き、帰宅困難者を省内の施設に一時収容させる。負傷者については、医務室又は救護所に誘導する。

一時収容施設は、帰宅困難者が当省の非常時優先業務実施の妨げにならぬよう、厚生棟や講堂の中から選定することとし、施設の被災状況や稼働状況等の施設点検を行い、経理装備局会計課庁舎管理室が指定する。

大臣官房文書課長が指定した要員は、帰宅困難者収容施設の巡回や帰宅困難者に対する支援を行う。帰宅の時期については、周辺状況等を踏まえて、大臣官房長が判断する。

## **7. 負傷者対応**

地震による市ヶ谷地区内負傷者の救護は、付近に居合わせた者が速やかに対応し、医務室又は救護所への搬送等を実施する。

市ヶ谷地区内負傷者（防衛省来訪者を含む。）に対する応急処置は、基本的には医務室に救護所を開設し実施するが、地震によって医務室が使用できない場合や多数の患者が発生した場合は、市ヶ谷地区内に医務室以外の救護所を開設する。

# **II 平素からの執務環境の確保**

## **1. 庁舎・ライフラインの復旧資材等の確保**

経理装備局会計課庁舎管理室、統合幕僚監部、自衛隊指揮通信システム隊及び陸上自衛隊中央業務支援隊は、迅速に庁舎等及びライフラインの復旧作業が行えるよう、復旧資材及び救出用器材セットを計画的に確保する。

## **2. 備蓄**

### **(1) 糧食**

市ヶ谷地区勤務職員用に3日分、帰宅困難者用に1日分の非常用糧食を確保している。非常用糧食は陸上自衛隊中央業務支援隊が管理し、震災時に給食する。陸上自衛隊中央業務支援隊は、非常用糧食庫を確保する。

### **(2) 飲料水**

上水供給が途絶した場合、貯水タンクや非常用給水装置で対応するが、配管等が破損した場合を考慮し、経理装備局会計課庁舎管理室は、市ヶ谷地区勤務職員用に3日分、帰宅困難者用に1日分のペットボトル飲料水を確保する（備蓄の目安は一人一日3Lとする。）。



### (3) 簡易トイレ

公共下水道本管が損傷を受けた場合、トイレの使用ができなくなるため、経理装備局会計課庁舎管理室は市ヶ谷地区勤務職員用に3日分、帰宅困難者用に1日分の簡易トイレを確保する。

### (4) 毛布

冬期に地震が発生した場合で空調が機能しない場合や窓ガラスが破損した場合には相当の寒さが予想される。各機関の需品・物品管理担当課は、防寒対策として、市ヶ谷地区勤務職員用及び帰宅困難者用に毛布を確保する。

## 3. 什器転倒防止対策

地震により什器等（書庫、事務機器等（情報通信関連機器を除く。））が転倒、移動又は落下した場合、それ自体が負傷の原因となるとともに、内容物の散乱や事務機器の破損等により業務の継続に支障を来すことが考えられる。

それらを未然に防止する必要から、各機関の物品管理担当課は、各機関において次の措置が行われるよう指導及び監督する。

- ・ 不安定な什器等で転倒及び移動のおそれのあるものは、転倒及び移動防止のための固定具等により壁面、床面等に固定等する。
- ・ 前記の固定等が困難な場合は、什器等を安全や破損防止に配慮しレイアウトするよう努める。
- ・ 什器等の上部等に、重量物など落下被害のおそれのあるもの等を置かないよう指導し、常時点検する。

なお、具体的な対策の実施に当たっては、東京消防庁の「オフィス家具類・一般家電製品の転倒・落下防止対策に関する指針」を参考とする。

## 4. 情報通信対策

### (1) 保守業者との緊急連絡体制の確保

各機関の情報通信担当課は、震災後、情報通信機器等の早期復旧ができるよう、平成20年度中に保守業者又は保守担当部隊との緊急連絡体制について検討する。

### (2) サーバ（本体）の移動、転倒防止

サーバ（本体）の転倒防止策として、フリーアクセスフロアの床パネル固定となっているものを床スラブ固定に変更する等、耐震措置又は免震架台等による免震措置を行う。その際、情報システムの運用中断の可否や、ケーブルの設置状況等を勘案し、適切な措置を講じる。

各機関の情報通信担当課は、平成20年度中に各機関において、サーバ（本体）の移動及び転倒防止について検討する。

### (3) パソコン、プリンタの落下防止及びOAラックの移動防止

パソコンやプリンタの落下防止策として、市販されている耐震ゴムやストッパーにより机上やOAラックの棚板に固定する。机上に固定する際は、デスクマット上に固定した場合震災時にデスクマット自体が移動するおそれがあることか

ら、デスクマット自体も固定するか、デスクマットを設置しないようにする必要がある。

OAラックの移動防止として、床固定金具でキャスターを固定するか設置場所によっては壁面固定する。また、OAラックの下段にも機器等を収容し重心を下げるとともに上段に落下しやすいものを設置しないようにする必要がある。

また、地震動によりパソコン等が移動した場合、テンションが掛かり、LANケーブルが破損する場合があるため、LANケーブルには余長を持たせる。

各機関の情報通信担当課は平成20年度中に各機関において職員で実施可能なOAラック内の配置見直し、LANケーブルの余長見直しを実施するとともに、パソコン、プリンタの落下防止用粘着ゴム、ストッパー及びOAラックのキャスター固定金具を可能な限り確保する。

#### (4) ネットワーク配線、機器等の確保

執務室内に設置しているHUB及びLANケーブルの破損に備え、予備のHUB及びLANケーブルを確保する。

各機関の情報通信担当課は、必要に応じ、平成20年度中にLANケーブルを整理するとともに、不足が見込まれるものを可能な限り確保する。

#### (5) 個人用端末に保存されている重要データのバックアップ等

##### ① 省OA（内局）システム

運用企画局情報通信・研究課は、平成20年度中に個人用端末に保存されている重要データについて、次期省OAシステム換装時にサーバにバックアップされる体制を検討する。

なお、個人用端末に重要データを保存する場合には、震災時に職員と長時間連絡がつかない場合を前提とし、あらかじめ緊急用の管理者権限のアカウントを登録しておく必要がある。

##### ② その他のシステム

各機関の情報通信担当課は、各機関で管理している独自の情報システムについて、同様の処置を検討する。

## 5. 広報

地震発生後は、国民への情報提供を継続するため、各機関の広報担当課は、非常時に職員が情報提供に係るホームページ更新作業を行えるように、平成20年度中に更新作業マニュアルを作成する。

また、適切な情報発信を行うため、各機関の広報担当課は、災害時に防衛省・自衛隊及び各機関のホームページに掲載する情報について検討する。

## 6. 負傷者対応

### (1) 救護所等の選定

人事教育局衛生官は、地震によって医務室が使用できない場合等における救護所開設場所の選定に際しては、平成20年度中に各幕僚監部の衛生担当部署と調整の上、安全性、ライフラインの確保、医療機材の設置、待機場所の確保、搬送の利便性などを考慮するとともに、死亡者が発生した場合に備えた場所の確保も

含め、平成20年度中に適切な場所を選定する。

## **(2) 医療機材・医薬品の確保**

人事教育局衛生官は、震災時の患者数や患者状況を見積り、救護所の開設に必要な医療機材・医薬品を確保する。平成20年度中に備蓄が必要な医療機材や医薬品の調査を行い、補充が必要とされるものについては計画的に確保する。これらの医療機材・医薬品は、容易に持ち出せる状態で、医務室等の適切な場所に保管する。

## **(3) 救護所勤務要員の確保及び救護態勢の確立**

医務室勤務者に加え、各幕僚監部の衛生担当部署に所属する衛生職域の者を動員できるよう、人事教育局衛生官は、平成20年度中に各幕僚監部の衛生担当部署と調整の上、医官等を震災時救護所増強要員に指定する。また、震災時の救護所の編成（総括・連絡班、救護班、搬送班、防疫班への振り分けなど）及び指揮系統の運用マニュアルを策定する。

## **(4) 搬送態勢の確立**

人事教育局衛生官は、平成20年度中に震災時の負傷者搬送先として活用できるよう、自衛隊中央病院等の周辺病院（民間も含む。）の診療態勢や、周辺基地の負傷者搬送能力についてあらかじめ情報を収集しておく。負傷者搬送には、市ヶ谷駐屯地所有の救急車等を用いる。

## **7. 防衛省共済組合施設等の活用**

人事教育局厚生課は、平成20年度中に、市ヶ谷庁舎近傍の防衛省共済組合施設（グランドヒル市ヶ谷）との間で、地震発生後の宿泊室やホール等の緊急使用の可能性について検討する。

また、人事教育局厚生課は、平成20年度中に庁舎内のテナント等との間で、物資提供等の協力体制の構築に努める。

※ 本章各項目の各機関担当部署は（別紙第3）参照。

## **第6章 教育訓練及び本計画の見直し等**

### **1. 教育訓練及び本計画の見直し**

業務継続計画を実効あるものとするためには、平素から教育訓練を通じて、全職員が業務継続の重要性を認識し、地震発生時において各職員・部局がとるべき行動を把握しておくことが重要である。各機関は、地震発生時に的確に業務継続計画を実行できるよう、本計画の全職員への周知に努めるとともに、各課室は、非常時における対応要領を規定した細部計画について組織内の関係者への周知に努める。

また、省統一又は各機関ごとに、首都直下地震を想定した訓練を定期的を実施し、業務継続力を強化する。訓練等を通じて、課題を洗い出し、毎年度末に本計画を更新する。予算措置等が伴う対策については、計画的に実施していく。

(訓練の例)

- 職員安否確認訓練
- 職員徒歩参集訓練
- 庁舎点検、消防訓練

### **2. 職員の業務継続のための備え**

地震発生時において、各職員が安心して業務継続のための行動をとれるようにするためには、各職員・家族等の安全確保が重要であり、平素から次のような備えが必要である。

- ・ 家族で避難場所や避難経路を確認しておくこと。
- ・ 非常持出品をリュックサックなどにまとめておくこと。
- ・ 家具類の転倒・落下防止対策を講じておくこと。
- ・ 家族の安否確認手段を確認しておくこと（災害伝言ダイヤル等の活用）。

特に、参集要員職員においては、徒歩参集を想定した備えが必要であり、歩きやすい靴、雨着（防寒）、帽子、手袋、飲食物、懐中電灯、携帯ラジオ等の準備を推奨する。また、徒歩参集訓練等の機会を利用して、安全な参集経路を設定・確認しておくとともに、障害となり得る橋、高架、老朽ビル等の位置を把握しておくものとする。

また、職場においても、歩きやすい靴や飲食物を各自で確保しておくことを推奨する。